

ベースロードパワージャパン株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ベースロードパワージャパン株式会社と称し、英文では、Baseload Power Japan Corporationと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 太陽光、風力、地熱等の再生エネルギー発電施設の設計、開発、所有、建設、保守及び運営
- (2) 発電事業並びに電力の供給及び販売
- (3) 前各号に掲げる事業をその目的とする会社に対する金銭の貸付、債務の保証及び引き受け
- (4) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式はすべて譲渡制限株式とし、株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株式につき設定された担保権の実行（法定の手続きによるもののほか、法定の手続きによらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う当該担保権の担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、取締役会の承認があったものとみなす。

(募集事項等の決定)

第8条 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

(株券の発行)

第9条 当会社の発行する株式については、株券を発行する。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式の譲渡承認手続、株主名簿への記載その他株式の取扱い並びに手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議

決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第14条 当社の取締役は3名以上とする。

(選 任)

第15条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。増員又は補欠のため選任された取締役の任期は、他の取締役又は退任した取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役)

第17条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(通 知)

第18条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

(招集権者及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の省略)

第20条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(員 数)

第22条 当会社の監査役は1名以上とする。

(選 任)

第23条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第25条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第27条 当会社の期末配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、これを支払う。

(配当金の除斥期間)

第28条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。未払いの配当財産には利息を

つけない。

第7章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第29条 当社の設立に際して出資される財産の価額は次のとおりとする。
金9,999,000円

(設立に際して発行する株式等)

第30条 当社の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の総数は99,990株とし、発起人がその全部を引き受ける。

2 発起人が前項の設立時発行株式1株と引換えに払い込む金銭の額は100円とする。

(発起人の名称及び住所並びに割当てを受ける設立時発行株式の数等)

第31条 発起人の名称及び住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び当該設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

名称： ベースロード キャピタル スウェーデン アーバー
(Baseload Capital Sweden AB)

住所： グルスポング インベスト アーバー イングマール ベルイマン 2通り、114 34 ストックホルム スウェーデン

(c/o Gullspång Invest AB Ingemar Bergmans gata 2, 114 34 Stockholm, Sweden)

割当てを受ける設立時発行株式の数：99,990株

払い込む金銭の額：金9,999,000円

(成立後の資本金及び資本準備金の額)

第32条 当社の成立後の資本金の額は金4,999,500円、資本準備金の額は金4,999,500円とする。

(最初の事業年度)

第33条 本定款第26条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2018年12月31日までとする。

(設立時取締役)

第34条 当社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役は次のとおりとする。

る。

設立時取締役 パニーラ・ウィルボウ
(Pernilla Wihlborg)
アレクサンデル・ヘリング
(Alexander Helling)
スヴェンソン・シェル・グンナル・エーリック
(Svensson Kjell Gunnar Erik)

設立時監査役 トニー・エングマン
(Tony Engman)

設立時代表取締役
東京都港区芝浦4丁目22番1-4605号
スヴェンソン・シェル・グンナル・エーリック

(本店の所在場所)

第35条 当会社の設立時の本店の所在場所は、東京都港区三田二丁目10番5号とする。

<以下余白>

本定款は、当社の定款に相違ない。

2019年 11月 11日

東京都港区新橋四丁目1番1号
ベースロードパワー株式会社
代表取締役 伊藤正裕



会社実印
(Registered Company Seal)



会社実印
(Registered Company Seal)